

滋賀県の防災教育について

滋賀県防災対策の推進に関する条例および第2次滋賀県防災プランに基づく、滋賀県の防災教育について報告する。

令和8年度も、関係部局と連携し、災害時に県民が迅速かつ適切に対応できる防災意識を持ち、事前の備えを進められるよう、防災教育の推進に取り組む。

1 県民・地域向け防災教育の推進

(1) 防災カフェの開催

内 容：専門家と参加者がファシリテーターの進行による対話を通して、誰でも気軽に防災について学べる場（オンライン併用）

対 象：県民（各種媒体により広報）

回 数：108回（平成28年6月～令和8年3月末現在）

テーマ：参考資料参照

(2) しがマイ・タイムライン作成講座の実施

内 容：一人ひとりに合った避難の準備から避難完了までの行動計画（しがマイ・タイムライン）を作成する講座。講師は防災士や県職員が出前講座形式で実施。

対 象：自治会、学校等（研修主催者等が県へ依頼）

回 数：184回（令和4年1月～令和8年3月末現在）

(3) 水害・土砂災害リスクにかかる出前講座の実施

内 容：水害・土砂災害の発生状況や想定されるリスクの確認方法を理解することで普段から備えることの大切さを学び、水害・土砂災害から自分や家族、地域で命を守る方法についての出前講座を実施。

対 象：自治会、学校等

回 数：815回（平成26年4月～令和8年3月末現在）

2 学校における防災教育の推進

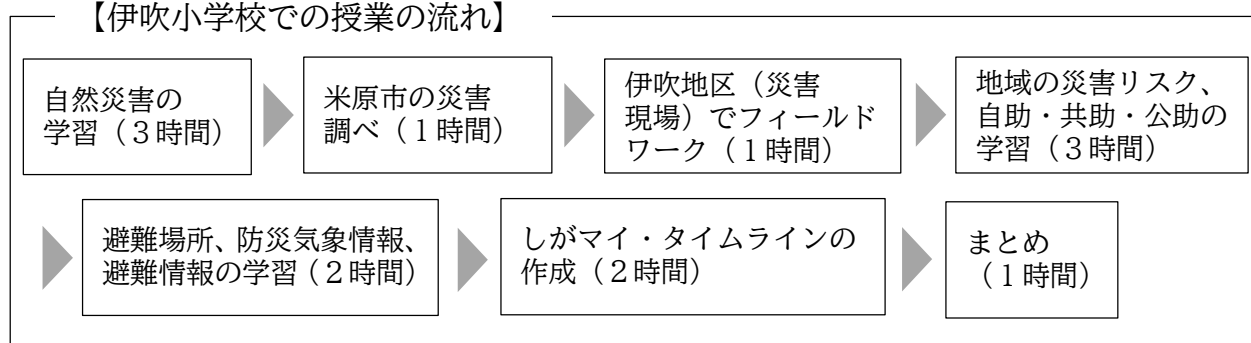
(1) 拠点校における授業の実施

令和7年度は、文部科学省委託事業・学校安全総合支援事業の拠点校※である伊吹小学校4年生の社会科で、「自然災害から命を守る」という単元の授業を実施した。

令和8年度は、米原中学校区において同様の取組を実施する予定。併せて、総合教育センターにおける専門研修や学校安全の中核となる教員が集まる場において共有し、他校への普及を図る。



【伊吹小学校での授業の流れ】



※文部科学省委託事業・学校安全総合支援事業の拠点校

- 学校種・地域の特性に応じた地域全体の学校安全推進体制構築のため、県教育委員会がモデル地域を設定し、市町教育委員会が中心となって体制構築を進めることにより、モデル地域での実践成果を県内全域に普及させ、持続的な学校安全推進体制の構築する事業。
- モデル地域では、拠点となって他の学校の取組を牽引する学校を定め、拠点校を中心にモデル地域内の学校と連携し、地域全体での学校安全推進体制を構築することとしている。

(2) 教員向け研修の実施

令和8年度は、総合教育センターと連携し、教員向け研修の新たなプログラムを実施する予定。

○専門研修「現代科学入門研修（地学分野・防災教育）」（希望研修）

- ・時 期 令和8年8月18日（火）13:30～16:30
- ・対 象 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校教職員（希望者）
- ・実施会場 琵琶湖博物館
- ・研修内容 琵琶湖周辺の地形・地質等の自然条件と学校現場の防災教育の実践例

【プログラム（案）】

琵琶湖博物館 上席総括学芸員 里口保文氏	琵琶湖の成り立ちと滋賀の自然災害の特徴	90分
防災危機管理局	しがマイ・タイムライン作成講座、伊吹小学校の取組事例の紹介他	70分程度
オリエンテーション・質疑応答・協議・振り返り		15分程度